

平成28年度

観光地域ブランド確立支援事業

ジオ資源を活用した観光プロモーション映像作成業務委託

プロポーザル実施要項

公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター

# プロポーザル実施要項

## 1 企画提案プロポーザルに付する事項

- (1) 業務委託名  
ジオ資源を活用した観光プロモーション映像作成業務委託
- (2) 業務目的  
仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
契約締結日翌日から平成29年3月24日まで
- (4) 予算額  
3,250,000円程度（消費税及び地方消費税を含む）

## 2 事務局

〒878-0011 竹田市大字会々2250番地1

竹田市役所 商工観光課

TEL: 0974-63-4807 (直通) FAX: 0974-63-0701

Email: tr-ino@city.taketa.lg.jp

〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地4607番地1

公益財団法人 阿蘇地域振興デザインセンター

TEL: 0967-22-4801 FAX: 0967-22-4802

Email: yamabe@asodc.or.jp

## 3 選定方法

選定に係る審査はプロポーザル選定委員会において二段階方式で行う。

- (1) 一次審査  
参加表明のあった者の企画提案書等の審査により3者程度選定する。
- (2) 二次審査  
提出された企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も高い得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

#### 4 スケジュール

	項 目	日 程
1	公募開始	平成28年12月26日(月)
2	参加申込受付締切	平成29年 1月 9日(月)
3	質問受付開始	平成29年 1月10日(火)
4	質問受付締切	平成29年 1月11日(水)
5	企画提案書類提出期限	平成29年 1月13日(金)
6	一次審査	平成29年 1月16日(月)
7	二次審査	平成29年 1月20日(金)
8	契約締結	平成29年 1月23日(月)

※本件に係る説明会は実施しない。

#### 5 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (4) 当該委託業務に付する契約に係る業務を営んでいること。

#### 6 参加申込について

参加を表明する者は、平成29年1月9日(金)午後5時までに申込書(様式第1号)を事務局に持参すること。

## 7 仕様書等に対する質問

(1) 質問がある場合には、次に従い提出すること。

### ア 提出方法

書面（様式第2号）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず事務局に着信を電話確認すること。

### イ 受付期間

平成29年1月10日（火）午前8時30分から

平成29年1月11日（水）午後5時まで

### ウ 提出先

上記2に同じ

(2) (1)の質問に対する回答は、参加表明をした全業者にファックス又は電子メールで回答する。ただし、辞退を表明した業者には行わない。

## 8 企画提案書及び見積書等の提出

次に定める方法に従い、企画提案書及び参考見積書を提出するものとする。

(1) 企画提案書等の受付日時

平成29年1月13日（金）午後5時まで

(2) 提出先

上記2に同じ

(2) 提出方法

### 企画提案書

- ・様式は任意とする。企画は本仕様書に沿った内容とする。提案にあたってはできるだけ具体的なイメージがわくように作成すること。様式の大きさは日本工業規格A4で20枚以内とする。
- ・企画提案書は正本及び写しは原則としてカラーとし、製本はホッチキス留めすること。
- ・持参により提出すること。郵送又は電送（ファックス、電子メール）による提出は受け付けない。

### 見積書

- ・様式は任意とする。代表者の記名押印があるもの。
- ・見積書は封筒に封入して提出すること。
- ・代理人による提出の場合には、委任状を提出すること。

(4) 提出部数

企画提案書 各6部（※仕様書に基づき作成すること。）

見積書 1部

## 9 審査会

### (1) 一次審査（書類審査）

日時：平成29年1月16日（月）午後2時 ※予定

場所：竹田温泉花水月会議室

審査：別表1の審査基準に基づき審査を行う。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

日時：平成29年1月20日（金）午後2時から

場所：竹田温泉花水月会議室

実施概要：①別表1の審査基準に基づき審査を行う。

②プレゼンテーションは20分以内とし、企画提案書の内容について説明を行うこと。追加の資料は認めない。

③ヒアリングは10分以内とする。

④事業所側の出席者は3名以内とする。

⑤他者のプレゼンテーションの傍聴は認めない。

## 10 審査結果

### (1) 一次審査

審査会実施後、郵送により通知する。ただし、スケジュールを考慮し二次審査に進む者に対しては電話連絡を行う。

### (3) 二次審査

審査会実施後、2日以内に郵送により通知する。

## 11 業者の選定

(1) 審査会において、その評価点の合計点数が最も高いものを委託業者とする。ただし、最高得点が複数となった場合は、審査員の協議によって選定する。

(2) 1位の者が辞退その他の理由で契約ができない場合、次点の者と契約交渉を行う。

## 12 参加する者が1者である場合の措置

参加者が1者である場合は、その1者と契約交渉を行う。

### 1 3 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された申請書及び企画提案書等は、参加要件の確認及び審査の目的以外に参加申請者に無断で使用しない。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から一次審査会までの間の期間に、参加資格があると認めた者について、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知に理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (6) 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 申請書等に虚偽の記載があった場合、又は提出期限までに企画提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。
- (8) 本業務の実施にあつて、提出書類に記載された管理責任者及び担当者は、特別の理由があると認める場合を除き変更できない。
- (9) 審査結果に対する異議は、如何なる理由にかかわらず、その一切を受け付けない。

(別表1)

### 審査項目（審査の観点及び配点）

評価対象	審査項目	判断基準	評価の配点
デザイン業務 【90点】	【方向性】 目的及びコンセプトに合致しているか	①優れている	10
		②普通	5
		③評価しない	0
	【デザイン】 見やすいレイアウト構成になっているか	①特に優れている	20
		②優れている	15
		③普通	10
		④評価しない	0
	【表現】 分かりやすい表現、魅力的な表現となっているか	①特に優れている	20
		②優れている	15
		③普通	10
		④評価しない	0
	【訴求性】 全体の訴求性はどうか	①特に優れている	20
		②優れている	15
		③普通	10
		④評価しない	0
【経験及び業務能力】 担当技術者の実績の内容等を総合的に評価する。	①優れている	10	
	②普通	5	
	③評価しない	0	
【その他評価すべき内容】 企画内容等で他に優れ、特に評価すべき魅力があるか。	①優れている	10	
	②普通	5	
	③評価しない	0	
業務履行能力 【5点】	組織体制は委託業務を確実に履行できるものとなっているか	①優れている	5
		②普通	3
		③評価しない	0
見積書 【5点】	・単価は正確かつ適正な価格と認められるか。 ・整合性はあるか。	①優れている	5
		②普通	3
		③評価しない	0